

あなたの大気を救う 大切なのち

厚生労働省では毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、全国的に啓発活動が行われます。これを機会に、私たちの暮らす地域でも児童虐待が起こらない&起こさないために、自分たちにできることを考えてみませんか？

警察署と自治体が連携し 児童虐待防止を呼びかけ

10月6日（水）、宗像市役所の窓口で「宗像・福津児童虐待防止プロジェクト」の会議が行われました。これは宗像警察署が主体となり、自治体（宗像市、福津市）と両市の教育委員会、福岡県宗像児童相談所が連携して地域の児童虐待防止に向けた取り組みを行うプロジェクト。今回の会議では11月の児童虐待防止推進月間に向けて、チラシ配りといった地域での啓発活動に関するさまざまなおアイデアや意見交換がなされました。今年は11月中に地域の主要な駅の周辺やスーパーで、児童虐待防止を呼びかけるチラシ配りが行われる予定です。

児童虐待を防ぐための 児童相談所の取り組み

虐待を受けている可能性のある子どもを見かけたり、助けを求めてくれるのが各都道府県に設けられた児童相談所。18歳未満の子どもに関する相談に応じ、適切な指導を行つて子どもの福祉と権利を守ります。今回は宗像市と福津市エリアを管轄する福岡県宗像児童相談所の担当者に、業務内容や地域の児童虐待の現状についてお話を伺いました。

「児童虐待かも…」と思ったらどうすればいいの？

市役所に連絡してもらつても構いません。明らかに虐待と思える事案ではなくても、「知ってる子がいつも汚れた服を着ている」自身の子育てで悩みがある。といったことがあれば、何でも話してもらえたたら。相談内容に応じて経済的な支援や預かり施設の紹介など、公的な制度を活用したサポートを提案します。通報を受け終わりではなく、みなさんと一緒に解決の糸口を考えるのが私たちの役割です」と両市の担当者が電話をかけてください。

189や市役所に通報することは少し勇気がいることかもしれませんがあなたの行動が小さなちを救うキッカケになるかもしれません。人ごとと思わず、地域のみんなで子どもを見守って児童虐待を防止しましょう。

近年は、児童相談所に寄せられた相談内訳のうち、心理的虐待が半数以上を占めている

増えている 「面前DV」による通報

近年急増している、面前DV。これは子どもの前でどちらかの親が配偶者に暴力をふるったり、暴言を吐いたりする行為。その行為が子どもの心の傷として残り、不安を抱えて不眠といった体の不調をきたすこともあります。



「宗像・福津児童虐待防止プロジェクト」会議

宗像警察署、宗像市・福津市・福岡県の3つの行政機関が連携して、児童虐待防止に取り組むプロジェクト。昨年からスタートし、今年で2年目の活動になります。



見守ることも虐待防止 気づきがあれば電話を

「虐待かも」ということがあれば、児童相談所だけでなく市役所に相談することも可能です。宗像市には「子ども相談センター」、福津市には「こども課家庭児童相談室」という窓口が設けられ、18歳未満のお子さんとその家族に関するあらゆる相談に応じ、解決に向けたお手伝いをしてくれます。

「児童相談所や警察に連絡するのを躊躇してしまう…」という場合は、

携し、情報共有をして児童虐待を見逃さないような体制づくりに務めています」。

いざ「虐待かもしない」と思うことがあつた際の連絡先として設けられているのが、「189（いちはやく）」の児童相談所虐待対応ダイヤルです。24時間365日、お住まいの地域の児童相談所につながるよう

が開示されることはないので、安心して電話をかけてほしいと言います。

「結果として取り越し苦労になつてもいいので、気になることがあればいつでも連絡をしてください。保護者の方も一人で抱え込まずに相談してもらえた。宗像・福津エリアは他地域からの移入者が多く、実家が遠方にあって頼れない家庭も多いのです。手遅れになる前に、困ったことがあれば行政に頼つてほしいと思います」。

児童虐待は保護者が監護する児童（18歳未満）に対して行うもので、体にあざや傷があるといった目に見える虐待もあれば、心理的虐待やネグレクトといった外見からは分からぬ虐待もあります

児童虐待の通報 Q&A

Q 「児童虐待が疑われる」とはどういうことを表すの？

A 子どもがいる家庭に「激しい泣き声や怒鳴り声が聞こえる」「子どもの体にあざや傷がある」「子どもがご飯を食べていないように瘦せていく」といった様子が見られること

児童虐待は保護者が監護する児童（18歳未満）に対して行うもので、体にあざや傷があるといった目に見える虐待もあれば、心理的虐待やネグレクトといった外見からは分からぬ虐待もあります

- 身体的虐待 瞬く、蹴る、叩く、溺れさせる、火傷を負わせる、家の外にしめだすなど
- 性的虐待 子どもへの性的行為、性的行為をみせる、ボルノグラフィティの被写体にするなど
- ネグレクト 乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、自動車の中に入れるなど
- 心理的虐待 言葉により脅かす、無視する、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなど

Q 「児童虐待かも…」と思ったらどうすればいいの？

A すぐに「189」や警察、市役所に通報してください

直接、管轄の児童相談所（宗像児童相談所）や市の児童相談室に相談や通告することもできます。児童虐待が疑われる家庭を発見した場合は躊躇せず電話をしましょう

Q 通報した場合、名前は伝えないといけない？

A 名前や住所を告げる必要はありません

名前や住所を告げずに匿名での通報でもOKです。

通報した方や通報内容についての情報が漏れることはあります

「虐待!?」と思ったら 児童相談所 虐待対応ダイヤル

（すぐに児童相談所に通告相談ができる全国共通の電話番号です）

子どもに関する悩みや相談などはこちへ

宗像市 子ども相談支援センター
(宗像市役所西館1階 子ども支援課内)
0940-36-1302 【受付】月曜日～金曜日、8:30～17:00

0歳から18歳までの子ども、妊娠婦とその家庭に関するあらゆる心配ごとについて、子ども家庭相談員が解決に向けて手伝ってくれる。

TEXT／山本佳世 取材協力／福岡県宗像児童相談所、宗像市教育子ども部、福津市健康福祉部

いち
はや
く
24時間
365日
(無料)
番へ

福岡県宗像児童相談所
管轄エリア：宗像市、福津市、古賀市、糟屋郡新富町、宮若市、中間市、遠賀郡、鞍手郡鞍手町
連携
0940-37-3255 【受付】月曜日～金曜日、8:30～17:15

18歳未満の子どもの福祉に関する相談や通告を受けて調査を行い、子どもや保護者に対して指導や援助を行う。必要に応じて一時保護や児童福祉施設等への入所措置も。

福津市 こども課家庭児童相談室
(福津市役所本館1階)
0940-43-8218 【受付】月曜日～金曜日、8:30～17:00

0歳から18歳までの子ども、妊娠婦とその家庭に関するあらゆる心配ごとについて、家庭児童相談員が解決に向けて手伝ってくれる。